

秋田市森林経営管理制度推進交付金交付要綱

〔 令和4年4月27日
市 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要綱は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、適切に経営管理されていないスギ人工林のうち、森林経営計画が未作成の森林等を対象として森林経営管理制度推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することで、森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の高度発揮に資するとともに、森林経営管理制度の促進により、森林資源の適切な管理を行うことを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、原則として秋田県意欲と能力のある林業経営者として登録されており、かつ森林施業の実績があり、秋田市内に住所を有する林業経営体（以下「林業経営体」という。）とし、市長が認めた者とする。ただし、本交付金事業の実施にあたっては、法第6条の規定に基づき経営管理権集積計画の作成を申し出た当該森林の森林所有者と共同で、事前に市長に対し秋田市森林経営管理制度推進交付金事業事前申出書（誓約書）（様式第1号。以下「事前申出書」という。）を提出し、経営管理権集積計画の作成および作成促進に関する行為について、承認を得なければならない。

2 市長は、事前申出書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、秋田市森林経営管理制度推進交付金事業承認書（様式第2号）により、当該申出者に通知するものとする。

(交付対象森林)

第3条 交付対象となる森林は、前条の規定により承認された森林で、市長が経営管理権集積計画を作成すると判断した森林とする。

(交付対象行為)

第4条 交付対象行為は、経営管理権集積計画案の作成および作成促進に

関する行為（以下「計画作成行為」という。）および森林管理事業に関する行為（以下「森林管理事業行為」という。）とし、実施項目および実施内容は別表のとおりとする。

- 2 森林管理事業行為を実施する林業経営体は、市長と秋田市森林経営管理制度森林整備等実施協定（様式第3号。以下「森林整備協定」という。）を締結しなければならない。

（標準単価）

第5条 交付金の交付額算定の標準単価は、別表のとおりとする。

（交付金の交付額）

第6条 交付対象者への交付額は、交付金の積算となる森林（以下「積算基礎森林」という。）の面積に標準単価を乗じて得た額の範囲内とし、対象行為に要した額を交付する。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 積算基礎森林の面積等は、次に掲げる森林とする。

(1) 計画作成行為については、経営管理権集積計画が作成された森林

(2) 森林管理事業行為については、森林整備協定に記載された森林

（交付の申請（実績報告））

第7条 交付金の交付を受けようとする林業経営体（以下「申請者」という。）は、秋田市森林経営管理制度推進交付金交付申請書（実績報告書）（様式第4号。以下「交付申請書」という。）に、別表の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の交付金の交付申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ）に相当する額を交付対象となる経費から減額して交付申請しなければならない。

- 3 申請者は、消費税および地方消費税の申告により、当該交付金に係る

消費税等仕入控除税額が確定した場合において、その額に変更が生じるときは、交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する申請者については、適用しない。

(1) 消費税の確定申告をしていない林業経営体

(2) 簡易課税方式により確定申告をしている林業経営体

（交付の決定）

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、秋田市森林経営管理制度推進交付金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、秋田市森林経営管理制度推進交付金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付金を他の目的に使用したと認められるとき。

(2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められたとき。

(3) 交付対象行為の施行方法が不適正であると認められたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 交付対象者は、第7条第3項の交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書を提出した場合において、既に交付した交付金に変更後の交付対象となる経費に基づいて算出した交付金の額を上回るときは、市長の指示

に従い、当該上回る額を返還しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、交付金に係る予算執行の適性を期するため必要があると認めるときは、交付対象者に報告させ、又は関係書類その他の物件を調査することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。